

令和4年5月24日

第112回 神戸市個人情報保護審議会

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告  
における個人情報の利用について

(福祉局)

神福国第745号-1  
令和4年5月20日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜博



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第3項に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」について)

担当：福祉局国保年金医療課

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の収集について

◎は条例第7条第3項に該当

【利用する情報項目】

◎障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」

神行税市第931号  
令和4年5月19日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
市民税特別徴収情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局税務部市民税課

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
市民税特別徴収情報の利用について

【利用する情報項目】

○労働安全衛生法に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者（市民税特別徴収情報）

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」

神福く第635号  
令和4年5月20日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局くらし支援課

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者情報の利用について

【利用する情報項目】

- 老人福祉法による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所者（措置入所の者）  
「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」

神福介第734号  
令和4年5月20日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

## 記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
介護保険施設の入所者等情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局介護保険課



特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
介護保険施設の入所者等情報の利用について

【利用する情報項目】

○介護保険法に規定する特定施設への入居者又は介護保険施設への入所者（地域密着型を除く）

「サービスコード」「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」

神福障支第748号  
令和4年5月20日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

## 記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
障害者支援施設の入所者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局障害者支援課

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
障害者支援施設の入所者情報の利用について

【利用する情報項目】

- 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者  
「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」

神福国第745号-2  
令和4年5月20日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜延  


諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

担当：福祉局国保年金医療課

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の電子計算機処理について

◎は条例第11条第2項に該当

【利用する情報項目】

- ◎①障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者  
「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」
  
- ②老人福祉法による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所者（措置入所の者）  
「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」
  
- ③介護保険法に規定する特定施設への入居者又は介護保険施設への入所者（地域密着型を除く）。  
「サービスコード」「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」
  
- ④労働安全衛生法に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者（市民税特別徴収情報）  
「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」

## 特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における 個人情報の利用について

### 1. 趣旨

本市国民健康保険（以下「国保」）では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」）を実施している。

特定健診等は、その実施経費について、国の特定健康診査・保健指導国庫負担金（以下「補助金」）の交付を受けて実施している。この度、補助金の対象外に当たる者を把握し、国への実績報告に反映することにより、補助金受給の適正化を図る。

### 2. 概要

特定健診等の対象は当該年度 40～74 歳（75 歳になる者を含む）の国保加入者であるため、毎年度の補助金の実績報告に当たり、次の通り処理を行う。

#### （1）補助金の対象外に当たる者の把握

厚生労働省告示及び補助金取扱要領により対象外とされる者について、年度末時点において 40 歳～75 歳の者の状況を次のとおり把握する。

- ①障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者  
→福祉局障害者支援課が保有する入所者情報を利用する。
- ②老人福祉法による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所者（措置入所の者）  
→福祉局くらし支援課が保有する入所者情報を利用する。
- ③介護保険法に規定する特定施設への入居者又は介護保険施設への入所者（地域密着型を除く）。  
→福祉局介護保険課が保有する介護保険サービス利用情報（サービスコード）を利用する。
- ④労働安全衛生法に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者  
→行財政局税務部市民税課が保有する市民税特別徴収情報を利用する。

#### （2）特定健診等の受診者との突合及び補助金実績報告への反映

（1）により把握した補助金の対象外となる者を、既存のフレイルチェックシステム端末（平成 30 年 12 月 27 日第 89 回個人情報保護審議会諮問済み）を利用して当年度の特定健診等の受診者と突合し、受診者中の該当者について補助金申請対象から除外して報告する。

### 3. 効果

国保では保有していない補助金の対象外となる者に係る情報を庁内関係課から入手することにより、補助金の対象外となる者を正確に把握でき、適正に補助金を受給することが可能となる。

### 4. スケジュール

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 令和 4 年 5 月   | 関係課から補助金の対象外となる者に係る情報を入手   |
| 令和 4 年 6 月初旬 | 補助金の対象外となる者を正確に反映した補助金実績報告 |

## 5. 対象者数

約 70,000 人

## 6. 個人情報の保護

神戸市個人情報保護条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程、および神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

- ① フレイルチェックシステム端末の操作に当たっては、静脈認証、ID、パスワードによる認証を行い、操作は国保保健事業担当職員に限定している。
- ② 突合するデータは同端末上には保存せず、データ記録媒体に保存し施錠して保管する。

### (2) 運用上の保護

- ① 個人情報の適正な取扱いを確保するため、関係職員に対し必要な研修及び指導を行う。
- ② パスワードは定期的に変更する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

# 特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における個人情報の利用について

別図

## 今回諮問部分

